平成２２年（フ）第３２１号
長崎県長崎市さくらの里１丁目22番31号
債務者　藤原　康宏
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３９号
長崎県長崎市深堀町１丁目293番地11　県営住宅深堀団地Ｃ16棟301号
債務者　丸尾　悦子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４００号
長崎県長崎市寄合町３番22号　コーポ田崎302号
債務者　岡村　久子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０４号
長崎県長崎市春木町６番11号
債務者　山口　尚子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９号
長崎県五島市籠淵町2025番地２
債務者　小谷　光代
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第３０号
長崎県五島市武家屋敷２丁目１番５号
債務者　山田佳代子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第３１号
長崎県五島市野々切町3031番地、住民票上の住所長崎県五島市野々切町2885番地１
債務者　長尾スミヱ（旧姓廣山）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第５４０号
熊本市龍田８丁目15番18号
債務者　川添久美江
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５４１号
熊本市龍田８丁目15番18号
債務者　川添　豪久
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４６９号
千葉市若葉区桜木２丁目23番２棟222号
債務者　佐藤　晴美
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５７２号
千葉県市原市光風台５丁目375番地
債務者　前川　正人
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８２５号
千葉市緑区あすみが丘５丁目55番地18
債務者　川島　正章
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８３０号
千葉県八千代市上高野1085番地16
債務者　峯友　　孝
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８６２号
千葉市美浜区幕張西２丁目２番６棟103号
債務者　吉川　貴子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８７７号
千葉県市川市塩浜４丁目２番３棟1201号　ハイタウン塩浜
債務者　青木　信二
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８９２号
千葉県船橋市高根台６丁目38番14号　山口コーポ102号
債務者　齋藤　昭一
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９００号
千葉市中央区東千葉１丁目３番５棟103号
債務者　宮川　和惠
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係